

第 167 号 (令和 6 年 5 月 24 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜生活利便機能誘導低層住居地区建築条例の施行期日を定める規則【建築局建築企画課】 4
- △ 横浜市行政サービスコーナー規則の一部を改正する規則【市民局窓口サービス課】 5
- △ 横浜市保健所長委任規則等の一部を改正する規則【医療局食品衛生課】 6

【告示】

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 7
- △ 横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務の委託【市民局地域施設課】 8
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【子ども青少年局子ども施設整備課】 9
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【子ども青少年局子ども施設整備課】 10
- △ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】 11
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 24
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 25
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 28
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 29
- △ 令和 6 年度分の横浜市国民健康保険の保険料率【健康福祉局保険年金課】 33
- △ 令和 6 年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額【健康福祉局保険年金課】 34
- △ 横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務の委託【健康福祉局医療援助課】 35
- △ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】 36
- △ 公共下水道の供用開始【下水道河川局管路保全課】 40
- △ 終末処理場による下水の処理開始【下水道河川局管路保全課】 41
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【下水道河川局管路保全課】 42
- △ 横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の決定【建築局都市計画課】 43
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更【建築局都市計画課】 44
- △ 横浜国際港都建設計画用途地域の変更【建築局都市計画課】 45
- △ 横浜国際港都建設計画高度地区の変更【建築局都市計画課】 48
- △ 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更【建築局都市計画課】 49
- △ 横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更【建築局都市計画課】 50
- △ 横浜国際港都建設計画緑化地域の変更【建築局都市計画課】 51
- △ 横浜国際港都建設計画特別用途地区の変更【建築局都市計画課】 55
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の変更【建築局都市計画課】 56

△	主要地域生活道路の指定【建築局建築企画課】	57
△	横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	58
△	タッチーくんグッズ売払代金の収納事務の委託【栄区区政推進課】	59
	<b>【公告】</b>	
△	災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定【総務局地域防災課】	60
△	災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定の取消し【総務局地域防災課】	61
△	市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【財政局ファシリティマネジメント推進課】	62
△	市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課】	65
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	68
△	公園の区域の変更【みどり環境局公園緑地管理課】	69
△	公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	70
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	71
△	同【みどり環境局水・土壤環境課】	72
△	同【みどり環境局水・土壤環境課】	73
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壤環境課】	74
△	同【みどり環境局水・土壤環境課】	75
△	事後調査結果報告書の提出【みどり環境局環境影響評価課】	76
△	排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	77
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	78
△	横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定【建築局都市計画課】	79
△	事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方【建築局都市計画課】	80
△	事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方【建築局都市計画課】	81
△	建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	82
△	同【建築局建築企画課】	83
△	建築協定の認可【建築局建築企画課】	84
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	85
△	同【建築局調整区域課】	86
△	同【建築局調整区域課】	87
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	88
△	同【建築局調整区域課】	89
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	90
△	同【建築局建築指導課】	91
△	同【建築局建築指導課】	92
	<b>【達】</b>	
△	横浜市郵送請求事務センター規程の一部改正【市民局窓口サービス課】	93
	<b>【区告示】</b>	
△	認可地縁団体の告示事項の変更【泉区地域振興課】	94
△	同【神奈川区地域振興課】	95
△	同【泉区地域振興課】	96
△	同【泉区地域振興課】	97

△	同	【泉区地域振興課】	98
△	同	【旭区地域振興課】	99
△	同	【都筑区地域振興課】	100
△	同	【港南区地域振興課】	101
△	同	【南区地域振興課】	102
△	同	【泉区地域振興課】	103
△	同	【泉区地域振興課】	104
△	同	【栄区地域振興課】	105
<b>[水道局]</b>			
△	指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託【給水工事受付センター】		106
△	水道局所有地の売払いに関する一般競争入札の施行【資産活用課】		107
<b>[交通局]</b>			
△	横浜市交通局企業職員在宅型テレワーク勤務規程を廃止する規程【人事課】		109
<b>[医療局病院経営本部]</b>			
△	横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務の委託【市民病院医事課】		110
△	横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務の委託【市民病院医事課】		111
<b>[区選挙管理委員会]</b>			
△	選挙人名簿への登録を行う日【神奈川区】		112
△	同	【西区】	113
△	同	【港南区】	114
△	同	【保土ヶ谷区】	115
△	同	【旭区】	116
△	同	【磯子区】	117
△	同	【金沢区】	118
△	同	【港北区】	119
△	同	【緑区】	120
△	同	【青葉区】	121
△	同	【栄区】	122
△	同	【瀬谷区】	123
△	同	【鶴見区】	124
△	同	【中区】	125
△	同	【南区】	126
△	同	【都筑区】	127
△	同	【戸塚区】	128
△	同	【泉区】	129
<b>[人事委員会]</b>			
△	公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則【調査課】		130
△	I R I S 横浜の職員団体の登録【調査課】		131
<b>[正誤]</b>			132

横浜市告示第 226 号

横浜国際港都建設計画用途地域の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画用途地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区梶山一丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉四丁目、上の宮一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、下末吉三丁目、下末吉六丁目、馬場一丁目、馬場七丁目、平安町及び三ツ池公園地内、神奈川区片倉五丁目、栗田谷、菅田町、羽沢町及び三ツ沢西町地内、西区宮ヶ谷地内、中区本牧町及び本牧宮原地内、南区大岡五丁目、永田山王台、永田南二丁目、永田みなみ台、別所七丁目、六ツ川一丁目、六ツ川三丁目及び六ツ川四丁目地内、港南区上永谷町、上永谷一丁目、上永谷二丁目、上永谷三丁目、上永谷四丁目、港南三丁目、港南五丁目、港南六丁目、港南台九丁目、笹下五丁目、笹下六丁目、笹下七丁目、下永谷一丁目、下永谷五丁目、下永谷六丁目、芹が谷一丁目、芹が谷二丁目、芹が谷三丁目、芹が谷四丁目、芹が谷五丁目、東永谷一丁目、東永谷二丁目、東永谷三丁目、日限山二丁目、日限山三丁目、日限山四丁目、日野二丁目、日野南六丁目、日野南七丁目及び丸山台四丁目地内、保土ヶ谷区岩崎町、岡沢町、霞台、鎌谷町、上菅田町、川島町、神戸町、坂本町、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、月見台、常盤台、西谷三丁目、初音ヶ丘、花見台、東川島町、藤塚町、仏向町、仏向西、星川一丁目、峰岡町及び宮田町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿二丁目、今宿町、今宿東町、大池町、柏町、金が谷、金が谷一丁目、金が谷二丁目、上白根町、上白根一丁目、上白根二丁目、上白根三丁目、川島町、左近山、笹野台一丁目、笹野台二丁目、笹野台三丁目、笹野台四丁目、さちが丘、三

反田町、白根三丁目、白根六丁目、白根七丁目、白根八丁目、善部町、中尾二丁目、中希望が丘、中沢一丁目、中沢二丁目、中沢三丁目、中白根一丁目、中白根二丁目、中白根三丁目、中白根四丁目、東希望が丘、二俣川 1 丁目、二俣川 2 丁目、本村町、万騎が原、南希望が丘、南本宿町及び矢指町地内、磯子区磯子四丁目、磯子五丁目、磯子台、岡村一丁目、岡村二丁目、岡村三丁目、岡村四丁目、岡村六丁目、上中里町、栗木一丁目、汐見台、杉田二丁目、杉田三丁目、杉田八丁目、杉田九丁目、氷取沢町、峰町、洋光台一丁目及び洋光台二丁目地内、金沢区釜利谷西一丁目、釜利谷西二丁目、釜利谷西三丁目、釜利谷西四丁目、釜利谷西五丁目、釜利谷西六丁目、釜利谷東五丁目、釜利谷東七丁目、釜利谷東八丁目、釜利谷南二丁目、釜利谷南三丁目、釜利谷南四丁目、富岡西四丁目、富岡西六丁目、富岡東六丁目、長浜、長浜一丁目、堀口、六浦東三丁目、六浦南一丁目、六浦南二丁目、六浦南三丁目、六浦南四丁目及び六浦南五丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新吉田東四丁目、新吉田東五丁目、新吉田東六丁目、新吉田東七丁目、新吉田東八丁目、高田西五丁目、綱島上町、日吉本町二丁目及び日吉本町五丁目地内、緑区上山一丁目、上山二丁目、鴨居四丁目、鴨居五丁目、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、白山四丁目及び三保町地内、青葉区市ヶ尾町、美しが丘三丁目、梅が丘、荏子田一丁目、荏子田三丁目、荏子田北二丁目、大場町、鉄町、下谷本町、千草台、藤が丘一丁目、藤が丘二丁目、みすずが丘及び元石川町地内、都筑区川和町、佐江戸町、東山田町、東山田三丁目及び見花山地内、戸塚区柏尾町、汲沢町、品濃町、戸塚町、平戸一丁目、平戸二丁目、平戸三丁目、深谷町及び舞岡町地内、栄区飯島町、犬山町、笠間町、笠間二丁目、笠間三丁目、笠間四丁目、鍛冶ヶ谷町、鍛冶ヶ谷二丁目、桂台西一丁目、桂台東、桂台南一丁目、上郷町、上之町、公田町、小菅ヶ谷一丁目、小菅ヶ谷二丁目、小菅ヶ谷三丁目、小山台二丁目、庄戸一丁目、中野町、野七里一丁目、東上郷町、元大橋一丁目、元大橋二丁目及び若竹町地内、泉区池の谷、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉が丘三丁目、和泉中央南一丁目、和泉町、岡津町、下和泉二丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、白百合三丁目、中田町、中田西一丁目、中田西二丁目、緑園一丁目、緑園二丁目、緑園三丁目及び緑園六丁目地内並びに瀬谷区相沢一丁目、相沢二丁目、相沢三丁目、相沢四丁目、相沢七丁目、阿久和西一丁目、阿久和西二丁目、阿久和西三丁目、阿久和西四丁目、阿久和東一丁目、阿久和東二丁目、阿久和東三丁目、阿久和東四丁目、東野、上瀬谷町、下瀬谷一丁目、下瀬谷二丁

目、瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、二ツ橋町、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、三ツ境、南瀬谷一丁目、南台一丁目、南台二丁目、宮沢一丁目及び宮沢二丁目地内

横浜市告示第 227 号

横浜国際港都建設計画高度地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画高度地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画高度地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区上末吉二丁目及び下末吉三丁目地内、神奈川区片倉五丁目地内、保土ヶ谷区神戸町、桜ヶ丘一丁目及び仏向西地内、旭区さちが丘、白根七丁目、白根八丁目、二俣川 1 丁目及び二俣川 2 丁目地内、磯子区氷取沢町及び峰町地内、金沢区釜利谷東七丁目及び釜利谷南二丁目地内、緑区白山一丁目及び白山二丁目地内、青葉区荏子田一丁目、荏子田三丁目、藤が丘二丁目及び元石川町地内、都筑区東山田三丁目地内、戸塚区戸塚町及び舞岡町地内並びに栄区飯島町、笠間三丁目、笠間四丁目、小菅ヶ谷一丁目及び小菅ヶ谷二丁目地内

横浜市告示第 228 号

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

南区別所七丁目、六ッ川三丁目及び六ッ川四丁目地内、港南区上永谷三丁目、笹下五丁目、笹下六丁目、笹下七丁目、芹が谷一丁目、芹が谷二丁目、芹が谷三丁目、芹が谷四丁目及び東永谷三丁目地内、保土ヶ谷区川島町地内、旭区今宿町、金が谷一丁目、金が谷二丁目、川島町、笹野台二丁目、笹野台四丁目、さちが丘、三反田町、白根七丁目、白根八丁目、二俣川 1 丁目及び二俣川 2 丁目地内、磯子区氷取沢町地内、金沢区釜利谷東七丁目及び釜利谷南二丁目地内、港北区新吉田町、新吉田東四丁目、新吉田東五丁目、新吉田東八丁目及び高田西五丁目地内、青葉区荏子田三丁目、藤が丘二丁目及び元石川町地内、都筑区川和町、東山田町、東山田三丁目及び見花山地内、戸塚区深谷町地内、栄区飯島町、笠間三丁目及び笠間四丁目地内、泉区和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉が丘三丁目、和泉中央南一丁目、和泉町、下和泉二丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目及び中田町地内並びに瀬谷区阿久和東二丁目及び阿久和東三丁目地内



横浜市告示第 230 号

横浜国際港都建設計画緑化地域の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画緑化地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画緑化地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

鶴見区大東町、鶴見中央一丁目、鶴見中央三丁目、鶴見中央四丁目及び鶴見中央五丁目地内、神奈川区浦島町、神奈川一丁目、神奈川二丁目、栄町、新町、鶴屋町、広台太田町、二ツ谷町及び守屋町地内、西区北幸一丁目、北幸二丁目、楠町、桜木町、高島一丁目、高島二丁目、西平沼町、花咲町、浜松町、平沼一丁目、平沼二丁目、みなとみらい一丁目、みなとみらい二丁目、みなとみらい三丁目、みなとみらい四丁目、みなとみらい五丁目、みなとみらい六丁目、南幸一丁目、南幸二丁目及び南浅間町地内、中区相生町、曙町、伊勢佐木町、内田町、太田町、扇町、翁町、尾上町、海岸通、北仲通、黄金町、寿町、桜木町、末広町、末吉町、住吉町、千歳町、長者町、常盤町、日本大通、羽衣町、花咲町、富士見町、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、不老町、弁天通、蓬莱町、本町、本牧ふ頭、真砂町、松影町、万代町、港町、南仲通、三吉町、元浜町、山下町、山田町、山吹町、弥生町、横浜公園、吉田町、吉浜町及び若葉町地内、南区浦舟町、永楽町、山王町、宿町、白金町、白妙町、新川町、高砂町、高根町、日枝町、東蒔田町、二葉町、前里町、真金町、万世町、南吉田町及び吉野町地内、磯子区磯子一丁目、新中原町及び森一丁目地内、金沢区泥亀二丁目、港北区北新横浜一丁目、北新横浜二丁目、新横浜一丁目、新横浜二丁目及び新横浜三丁目地内並びに瀬谷区卸本町及び北町地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区市場上町、市場下町、市場西中町、市場東中町、市場富士見町、市場大和町、潮田町、小野町、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、岸谷

一丁目、岸谷二丁目、岸谷三丁目、岸谷四丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾四丁目、栄町通、汐入町、下野谷町、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、菅沢町、諏訪坂、佃野町、鶴見一丁目、鶴見二丁目、鶴見中央二丁目、寺谷二丁目、豊岡町、仲通、生麦一丁目、生麦三丁目、生麦四丁目、生麦五丁目、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、浜町、東寺尾一丁目、東寺尾二丁目、東寺尾三丁目、東寺尾四丁目、東寺尾五丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台、東寺尾東台、平安町、本町通、向井町、矢向二丁目、矢向三丁目、矢向四丁目、矢向五丁目及び矢向六丁目地内、神奈川区青木町、旭ヶ丘、泉町、入江一丁目、入江二丁目、浦島丘、大口通、大口仲町、片倉一丁目、片倉二丁目、片倉三丁目、片倉四丁目、片倉五丁目、神奈川本町、上反町、神之木町、亀住町、桐畑、金港町、栗田谷、幸ヶ谷、子安通、斎藤分町、沢渡、白幡上町、白幡町、白幡仲町、白幡東町、白幡南町、白幡向町、新子安一丁目、新子安二丁目、台町、高島台、立町、反町、富家町、鳥越、七島町、西大口、西神奈川一丁目、西神奈川二丁目、西神奈川三丁目、西寺尾二丁目、二本榎、白楽、東神奈川一丁目、東神奈川二丁目、平川町、松ヶ丘、松見町、松本町、三ツ沢上町、三ツ沢下町、三ツ沢中町、三ツ沢西町、三ツ沢南町、六角橋一丁目、六角橋二丁目、六角橋三丁目、六角橋四丁目、六角橋五丁目及び六角橋六丁目地内、西区赤門町、東ヶ丘、伊勢町、老松町、岡野一丁目、岡野二丁目、霞ヶ丘、久保町、御所山町、境之谷、浅間台、浅間町、中央一丁目、中央二丁目、戸部町、戸部本町、西戸部町、西前町、藤棚町、南軽井沢、宮ヶ谷、宮崎町及び紅葉ヶ丘地内、中区赤門町、石川町、上野町、北方町、小港町、鷺山、新山下一丁目、竹之丸、立野、千代崎町、錦町、西之谷町、根岸町、野毛町、初音町、英町、日ノ出町、本郷町、本牧大里町、本牧三之谷、本牧十二天、本牧町、本牧原、本牧宮原、本牧元町、本牧和田、宮川町、妙香寺台、麦田町、元町、山手町、大和町及び山元町地内、南区井土ヶ谷上町、井土ヶ谷下町、井土ヶ谷中町、榎町、大岡二丁目、大岡三丁目、大岡五丁目、大橋町、庚台、唐沢、共進町、弘明寺町、山谷、清水ヶ丘、通町、中里一丁目、中島町、永田北一丁目、永田東一丁目、永田東二丁目、永田東三丁目、永田南一丁目、中村町、西中町、八幡町、花之木町、伏見町、別所一丁目、堀ノ内町、蒔田町、南太田一丁目、南太田二丁目、南太田三丁目、南太田四丁目、三春台、宮元町、六ッ川一丁目、六ッ川二丁目、睦町及び若宮町地内、港南区大久保一丁目、大久保二丁目、

上大岡西一丁目、上大岡西二丁目、上大岡西三丁目、上大岡東一丁目、上永谷二丁目、上永谷五丁目、港南四丁目、港南五丁目、港南台三丁目、港南台四丁目、港南中央通、最戸一丁目、最戸二丁目、笹下一丁目、笹下二丁目、芹が谷一丁目、芹が谷二丁目、芹が谷三丁目、芹が谷四丁目及び丸山台一丁目地内、保土ヶ谷区岩井町、岩間町、岡沢町、帷子町、釜台町、上星川一丁目、上星川二丁目、上星川三丁目、川辺町、神戸町、坂本町、桜ヶ丘一丁目、瀬戸ヶ谷町、天王町、西久保町、西谷町、西谷一丁目、西谷三丁目、西谷四丁目、仏向町、星川一丁目、星川二丁目、星川三丁目、保土ヶ谷町、峰岡町、峰沢町、宮田町、和田一丁目及び和田二丁目地内、旭区柏町、上川井町、笹野台一丁目、笹野台二丁目、さちが丘、四季美台、鶴ヶ峰一丁目、鶴ヶ峰二丁目、鶴ヶ峰本町一丁目、鶴ヶ峰本町二丁目、中希望が丘、西川島町、東希望が丘、二俣川 1 丁目、二俣川 2 丁目、本村町、万騎が原、南希望が丘及び若葉台三丁目地内、磯子区磯子二丁目、磯子三丁目、岡村一丁目、岡村三丁目、上町、坂下町、下町、汐見台、新杉田町、杉田一丁目、杉田二丁目、杉田三丁目、杉田四丁目、杉田五丁目、滝頭二丁目、滝頭三丁目、中浜町、中原一丁目、中原二丁目、中原四丁目、西町、馬場町、原町、東町、久木町、丸山一丁目、丸山二丁目、森二丁目、森三丁目、森四丁目、森五丁目、森六丁目、洋光台三丁目、洋光台四丁目及び洋光台五丁目地内、金沢区朝比奈町、釜利谷東二丁目、釜利谷東三丁目、洲崎町、瀬戸、大道一丁目、大道二丁目、泥亀一丁目、寺前一丁目、寺前二丁目、富岡西二丁目、富岡西三丁目、富岡西五丁目、富岡西六丁目、富岡西七丁目、富岡東四丁目、富岡東五丁目、富岡東六丁目、並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、能見台一丁目、能見台二丁目、能見台三丁目、能見台四丁目、能見台通、能見台東、能見台森、東朝比奈三丁目、町屋町、六浦一丁目、六浦二丁目、六浦三丁目、六浦四丁目、六浦五丁目、六浦東一丁目、六浦東二丁目、六浦東三丁目、六浦南二丁目、六浦南五丁目及び谷津町地内、港北区大倉山一丁目、大倉山二丁目、大倉山三丁目、大倉山五丁目、大倉山六丁目、大倉山七丁目、大曾根一丁目、大曾根台、菊名一丁目、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目、岸根町、小机町、篠原町、篠原北一丁目、篠原北二丁目、篠原台町、篠原西町、篠原東一丁目、高田東一丁目、高田東三丁目、高田東四丁目、樽町一丁目、樽町二丁目、綱島台、綱島西一丁目、綱島西二丁目、綱島西三丁目、綱島西四丁目、綱島西五丁目、綱島東一丁目、綱島東二丁目、鳥山町、仲手原一丁目、仲手原二丁目、錦が丘、新羽町、日吉二丁目、日吉四

丁目、日吉本町一丁目、日吉本町二丁目、日吉本町三丁目、日吉本町四丁目及び大豆戸町地内、緑区鴨居一丁目、鴨居二丁目、鴨居三丁目、鴨居四丁目、鴨居五丁目、霧が丘三丁目、霧が丘五丁目、台村町、寺山町、十日市場町、長津田町、長津田一丁目、長津田二丁目、長津田四丁目、長津田五丁目、長津田六丁目、長津田七丁目、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目及び中山五丁目地内、青葉区青葉台一丁目、青葉台二丁目、あざみ野一丁目、あざみ野二丁目、市ヶ尾町、美しが丘一丁目、美しが丘二丁目、美しが丘四丁目、美しが丘五丁目、荏田町、荏田西一丁目、荏田西二丁目、榎が丘、桜台、さつきが丘、しらとり台、新石川一丁目、新石川二丁目、新石川三丁目、すすき野一丁目、すすき野二丁目、すすき野三丁目、たちばな台一丁目、たちばな台二丁目、つつじが丘、奈良町、奈良一丁目、奈良四丁目、奈良五丁目、藤が丘一丁目、藤が丘二丁目、松風台、もえぎ野及びもみの木台地内、都筑区牛久保西一丁目、牛久保西二丁目、荏田東四丁目、荏田南一丁目、大圃町、大丸、川和町、北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁目、葛が谷、高山、茅ヶ崎中央、中川一丁目、中川二丁目、中川六丁目、中川七丁目、中川八丁目、中川中央一丁目、中川中央二丁目、仲町台一丁目、仲町台二丁目、仲町台四丁目及び仲町台五丁目地内、戸塚区上倉田町、川上町、品濃町、戸塚町、原宿二丁目、原宿三丁目、原宿四丁目、原宿五丁目、矢部町及び吉田町地内、栄区笠間一丁目、笠間二丁目、笠間三丁目、鍛冶ヶ谷一丁目、桂町、公田町、小菅ヶ谷一丁目、小菅ヶ谷二丁目、中野町及び柏陽地内、泉区和泉中央北五丁目、和泉中央南一丁目、和泉中央南二丁目、和泉中央南四丁目、和泉中央南五丁目、和泉町、上飯田町、下飯田町、中田北二丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田東二丁目、中田東三丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、弥生台、緑園一丁目、緑園二丁目、緑園三丁目及び緑園四丁目地内並びに瀬谷区相沢一丁目、瀬谷三丁目、瀬谷四丁目、瀬谷五丁目、中央、二ツ橋町、三ツ境、南瀬谷二丁目、南台一丁目及び南台二丁目地内

横浜市告示第 231 号

横浜国際港都建設計画特別用途地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別用途地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画特別用途地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

神奈川区菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、西谷二丁目、西谷町及び東川島町地内、旭区今宿町、今宿一丁目、今宿二丁目、金が谷、金が谷一丁目、金が谷二丁目、川島町、笹野台一丁目、笹野台二丁目、笹野台三丁目、笹野台四丁目、さちが丘、善部町、中尾一丁目、中尾二丁目、中希望が丘、中沢一丁目、中沢二丁目、中沢三丁目、東希望が丘、二俣川 1 丁目、本村町、南希望が丘及び矢指町地内、栄区犬山町、尾月、桂台東、桂台南一丁目、桂台南二丁目、上郷町、上之町及び野七里一丁目地内並びに瀬谷区阿久和西一丁目、阿久和西二丁目、阿久和西三丁目、阿久和西四丁目、阿久和東一丁目、阿久和東二丁目、阿久和東三丁目、阿久和東四丁目、二ツ橋町及び三ツ境地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

中区尾上町、真砂町及び港町地内